

平成21年12月25日
号外第5号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○秋田県ふるさと村の利用料金の変更の承認（582・観光課）	1
-------------------------------	---

告 示

秋田県告示第五百八十二号

秋田県ふるさと村条例（平成五年秋田県条例第四十五号）第二十二條第一項の規定により、秋田県ふるさと村の利用料金の変更を承認したので、秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金の承認（平成十八年秋田県告示第三百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹 敬 久

- 三 許可施設の表中、工芸展示館、工芸工房及び体験工房の区分中「当該月の売上高に〇・一五を乗じて得た額」を「当該月の売上高に〇・一五（工芸工房にあつては〇・一）を乗じて得た額」に改める。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号